



公 告

公告 第98号

平成23年11月2日

契約担当官
航空自衛隊第83航空隊
会計隊長 半田 深 博



下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

1. 契約方式 一般競争契約
2. 入札事項
 - (1) 件 名 仲泊宿舎1号棟ガス給湯器更新
 - (2) 履行期限 平成24年2月29日
 - (3) 履行場所 沖縄県島尻郡久米島町字仲泊806-2 仲泊宿舎1号棟
3. 入札場所 航空自衛隊那覇基地会計隊入札室
4. 入札日時 平成23年11月25日 10時30分
5. 参加資格
 - (1) 全省庁統一資格「物品の販売」または、「役務の提供等」のC級～D級の資格を有する者
 - (2) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
6. 保証金 入札保証金：免除 契約保証金：免除
7. 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は課税業者又は免税業者を問わず見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、本件の入札は、郵便入札を可とするが、その場合は入札日前日までに航空自衛隊那覇基地会計隊契約班に必着とする。
8. 入札の無効 入札参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書の作成 有
10. 契約条件 航空自衛隊標準契約条項及び適用契約条項を参照のこと。
11. 契約条項提示場所 航空自衛隊那覇基地会計隊事務室及び航空自衛隊久米島分屯基地会計班事務室
12. 契約方法 確定契約
13. 落札決定方式 総額決定
14. その他
 - (1) 入札説明会 無
 - (2) 入札参加希望者は、航空自衛隊那覇基地会計隊契約班まで連絡すること。
 - (3) 入札保証金は納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。

本書記載事項の詳細については航空自衛隊那覇基地会計隊契約班 松山 まで。

電話番号 098-857-1191 内線3532・3533

航空自衛隊久米島分屯基地仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	久米LSP-施-9
品名又は件名	仲泊宿舎1号棟ガス給湯器更新	承認年月日	平成23年10月17日
		作成年月日	平成23年10月17日
		改正年月日	
		作成部隊名	第54警戒隊
<p>1 総則</p> <p>本仕様書は、仲泊宿舎1号棟ガス給湯器更新について規定する。</p> <p>2 履行場所</p> <p>沖縄県島尻郡久米島町字仲泊806-2 仲泊宿舎1号棟（案内図のとおり）</p> <p>3 役務概要</p> <p>本役務は、仲泊宿舎1号棟の環境改善のためガス給湯器を更新する。</p> <p>4 使用製品等</p> <p>(1) 給湯器：リンナイ RUF-V1615SAFFD (A)</p> <p>(2) 付属品：MC-121V、BC-120V</p> <p>5 一般事項</p> <p>(1) 本役務は、仕様書によるほか、関係規則により実施する。</p> <p>(2) 役務実施にあたり、事前に監督官と調整する。</p> <p>(3) 仕様書に明記なき事項及び作業実施時において疑義が生じた場合には、全て監督官と協議しなければならない。</p> <p>(4) 役務に伴い仕様書に記載されていない事項であっても、技術上当然施工すべき事項は、契約金額の範囲内で実施する。</p>			

- (5) 履行場所においては、常に作業の安全に留意し事故及び災害防止に努めるとともに作業中在来施設に損傷を与えた場合は、契約相手方の責任において直ちに復旧する。
- (6) 使用材料は、仕様書に定められた条件に適合することを確認し、必要となる資料を添えて、監督官に報告するものとする。
- (7) 履行場所及び定められた地域以外に立ち入ってはならない。
- (8) 現場における火気使用を行う場合は、所要の手続きを実施するとともに火気使用場所には、消火器等を設置する等、火災予防には万全を期するものとする。

6 特記事項

- (1) 給湯器更新後、試運転を実施するものとする。
- (2) 入居者立会のもと作業を実施するものとする。
- (3) 製品保証期間内に不具合等が生じた場合は、無償で点検、修理を実施するものとする。

7 その他の指示事項

(1) 提出書類

ア 役務実施計画書 契約相手方は、実施工程及びその方法を監督官と協議した後、契約後速やかに官側に提出し、その了承を得るものとする。

イ 役務実施結果報告書 契約相手方は、履行場所での検査終了後速やかに役務実施結果報告書を2部作成し、官側に提出するものとする。

ウ 記録写真及び監督官が指示する書類 監督官が指示する期間までに記録写真及び監督官が指示する書類を官側に提出するものとする。

- (2) 官舎敷地内での車両運行は、安全運転に努めるものとする。